明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令（厚生労働一二七）　一

省令

○厚生労働省令第百二十七号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第十五項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年七月二十九日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令（平成十九年厚生労働省令第十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中第二百六号を第二百十号とし、第九号から第二百五号までを四号ずつ繰り下げ、第八号を第十号とし、同号の次に次の二号を加える。

十一　四―アセトキシ―N・N―ジエチルトリプタミン及びその塩類

十二　四―アセトキシ―N・N―ジメチルトリプタミン及びその塩類

第一条中第七号の次に次の二号を加える。

八　四―アセトキシ―N―エチル―N―メチルトリプタミン及びその塩類

九　四―アセトキシ―N・N―ジアリルトリプタミン及びその塩類

附　則

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。